

令和5年度 区長と語る会 所管割当表

地区 長浦地区

区分	番号	要望等	所管課	関連質問
協議	1-1	長浦地区内の公共事業の整備促進について	建設課 北下水道分室	有 R4同様
協議	1-2	「新潟中央環状道路」（大瀬柳・長戸工区）について	道路計画課 建設課	有 R4同様
協議	1-3	豊栄南小学校閉校に伴う課題	地域総務課	有 R4同様
協議	1-4	除雪時の破損個所を見つけた時の通報先の周知を	建設課	
要望	2-1	駒林川沿いの雑木処理について	建設課	

団体名 【長浦地区】

協議事項 1 - 1

※所管課：北区建設課・北下水道分室

【要望・質問等】

長浦地区内の公共事業の整備促進について

長浦地域の公共事業の整備促進をお願いするとともに今年度の実施内容及び今後の見通しについて教えていただきたい。

① 新潟中央環状道路大瀬柳長戸工区

別紙のとおり

② 上土地亀橋架け替え工事

・旧橋である上土地亀橋撤去工事

・工事完了区間のセブンイレブン前に交差点の安全対策

この交差点は、両側歩道付きの主要道路が交差するにも関わらず、信号が設置されず、大変危険な状況で、特に多くの児童の通学路になっていることからこの交差点の改善が急務である。

③ 公共下水道事業

④ その他

※【回答】

②上土地亀橋架け替え工事

・旧橋である上土地亀橋撤去工事（東部地域土木事務所）

上土地亀橋の撤去工事については2年程度の期間を予定しており、令和6年度末の撤去完了を目標に工事を進めていきます。

・工事完了区間のセブンイレブン前の交差点の安全対策（北区建設課）

今年3月の当該区間の開通に向けて信号機設置に関する協議を警察と行っていました。警察としては開通時点では従前のままとし、開通後の交通状況を見ながら信号機設置について検討していきたいとのことでした。

今回、当該交差点における信号機設置の地元要望があることは、改めて警察に伝えていきます。

③ 公共下水道工事

令和5年度は浦木地区において昨年度からの繰越で約110mの管渠工事を行っています。浦木地区の管渠工事は本工事で完了となり、管渠未整備区域は令和3年度より合併処理浄化槽区域に変更となりました。

来年度以降は長場地区の管渠工事を予定しており、整備総延長は約200mです。

なお、長場地区においても管渠未整備区域（約200mの整備区域を除く）は令和3年度より合併処理浄化槽区域に変更となっています。

【長浦地区】

協議事項 1 - 2

※所管課：道路計画課・北区建設課

【要望・質問等】

『「新潟中央環状道路」(大瀬柳・長戸工区)について』

新潟中央環状道路の長浦地区勉強会が、令和4年9月13日(火)に開催された。それによると、令和4年に長戸呂から浦木交差点までは計画区間に設定されたが、法線決定や着工時期は不明で、当面は現道の交通安全対策をすすめるとのことであった。

その勉強会において、概略設計で示された第1～第3案について交通安全面や田圃を斜めに切るなど営農上の大きな課題があり第1案と第2案の折衷案的な法線を検討すべきとか、現在の土地改良区用水池脇の交差点(以下、用水池脇交差点)付近の通行・安全面での問題など参加者から多くの意見が出された。

一方、江南区・北区エリア及び浦木工区が供用されてから、浦木・長戸及び上土地亀集落内では渋滞が発生するなど交通量が増加し、用水池脇交差点での事故も相変わらず発生している。

以上のことから、法線決定(浦木交差点付近の改善も含め)には地域の意見を聞いた上で早期に決定するとともに、法線決定後はすみやかに着工して欲しい。また、中央環状道路の短期改善として用水池脇交差点の改良と信号機設置を早くしてほしい。



土地改良区用水池脇の交差点

(浦木、長戸、上土地亀自治会)

※【回答】

5月の「市長とすまいるトーク」後に市長より指示を受け、当該区間においては現在、整備ルートの検討材料として揚水機場の調査を実施しており、調査結果をもとに地域の皆様と意見交換を重ね、周辺の安全対策を含めて検討していきます。(道路計画課)

また、当面の現道の交通安全対策として、今年度は浦木地区交差点の揚水機場脇の一定区間について、道路拡幅による線形改良を行います。

すでに道路用地幅を確認するための測量を実施しており、改良計画に関する警察協議の準備を進めています。

改良計画や工事時期などについては、決まり次第お知らせします。

浦木地区交差点における信号機の設置については、「農道の付替えまたは閉鎖による5差路の解消」などが大前提であると、警察からは聞いています。(北区建設課)

団体名 【長浦地区】

協議事項 1 - 3

※所管課：北区地域総務課

【要望・質問等】

豊栄南小学校閉校に伴う課題

豊栄南小学校が令和6年4月1日に葛塚小学校と統合となります。

豊栄南小学校の跡地利用は早急に決定していただきたいところです。北区では、太田小学校、笹山小学校が閉校になりました。太田小学校は、比較的早く跡地利用が決定され、新潟市文書館となりました。

現在、豊栄南小学校の跡地利用計画は全く白紙の状態ですが、今後の利用計画を進める上で地域の人たちの要望・意見を取り入れて進めていくことを要望します。

参考までに次の3点について教えてください。

- ① 令和元年度で閉校になった笹山小学校の跡地利用の状況を教えてください。
- ② 豊栄南小学校が統合された後は、避難所指定も解除されていくということですが、校区の住民に対する今後の避難所対策についての市の考え方について教えてください。
- ③ 豊栄南小学校の跡地利用は、どのようなスケジュールで、いつまでに、どのような手順で決めて行くのかお教えてください。

※【回答】

① 笹山小学校の跡地利用の状況について

現在、地域のみなさまと作成した地域別実行計画に基づき、条件付き売却にむけて準備を進めているところです。測量が終わり、これから不動産鑑定を行うための準備を行っています。

今後は、プロポーザル実施のための要件設定、プロポーザル審議会開催準備等を行い、年度末から次年度初めにかけて、プロポーザルの実施ができるよう取り組んでいます。

② 豊栄南小学校が統合された後の避難所対策について

市では、豊栄南小学校閉校後、ライフラインの契約解除に合わせて、避難所としての指定を解除する予定です。

豊栄南小学校の跡地の利活用については、引続き、協議していきませんが、市の管理が続く間は、災害時に命を守るために緊急避難的に逃げ込むこと自体は止むを得ないものと考えます。

中長期間に及ぶ避難生活となる場合には、ライフラインがない施設では困難であるため、災害の危険性が落ち着いたあとに、他の指定避難所を案内することとなります。

避難所施設としての指定を解除する際には、緊急避難と避難生活の性質の違いも含め、避難行動について地域の皆さまにご理解とご協力をいただけるように周知に努めます。

③ 豊栄南小学校の跡地利用までの、手順やスケジュール等について

小学校の統合を最優先に地域や学校と話し合っていくため、跡地の利用計画等については、統合後作業を進めることとなります。

地域の皆さまのご要望や地域の実情を踏まえて、コミ協、市の財産担当部門、区役所等で協議しながら、跡地利用について検討することとなりますが、公共的な利用が見込めない場合には、民間利用も含め売却を検討することとなります。

地域の皆様には、「公共利用」「売却」いずれの方向に進む場合でもあっても、地域において許容される利用のイメージを統合後、早期にまとめ上げていただきたいと思います。

団体名 【長浦地区】

協議事項 1 - 4

※所管課：北区建設課

【要望・質問等】

除雪時の破損箇所を見つけた時の通報先の周知を

今期の除雪も短時間で積雪が一気に増えるなど大変であったと思います。深夜、早朝の除雪に心より感謝申し上げます。

ただ、今期の除雪作業の後、破壊された物件が多かったと巷に聞こえています。壊された物件の所有者が区に苦情を言ったり、自治会を通して区に言ったりしています。また、業者に直接、言ったりする者もおります。

個人の物件の場合、その所有者が区に通報するとして、公園やガードレールなど公共物の除雪による破損を見つけた場合、区がパトロールで点検しているの、地域が通報する必要はないのでしょうか。これら除雪で物件が破損された箇所を見つけた場合、誰が誰に言えばいいのか事前の広報などで明確にしていきたいです。

また「保険で直します」と言われたけどなかなか直してくれないなどの話も聞かれます。保険で直すにも限度があるのでしょうか。

※【回答】

市道、県道除雪作業について、ご理解ご協力いただき感謝申し上げます。除雪作業により、個人所有のブロック塀や車庫土間コンクリートなどを破損させるなど、地域の皆様に大変ご迷惑をお掛けしております。

損傷箇所の把握については、パトロールによる発見や業者からの報告により確認するようにはしていますが、すべてを把握することは困難であるため、現状では多くの情報は地域の皆様からの連絡により把握していますので、損傷箇所を発見した際は区（建設課）に連絡ください。

今冬より、損傷箇所を発見した際の連絡先は区だよりも同様に掲載し、周知していきたいと考えていますので、ご協力をお願いします。

修繕を行う際は、丁寧な対応と迅速な修繕を行うよう業者に指示しますが、損傷箇所の復旧については、除雪担当業者による原形復旧が基本であり、保険対応か直接業者が修繕するかは業者の判断となっています。

団体名【長場・大月・内沼自治会】

要望事項 2-1

※所管課：北区建設課

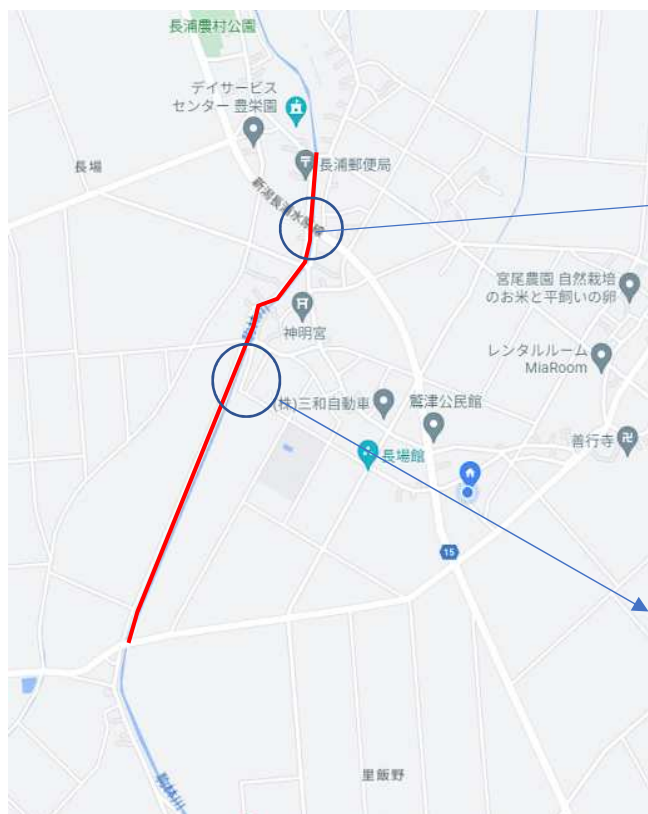
【要望・質問等】

「駒林川沿いの雑木処理について」

駒林川沿いの市道を定期的に除草しているようですが、県管理ののり面の除草とは連携しているのでしょうか。どのような頻度、時期に実施しているのでしょうか。また、除草していただいても、のり面には雑木が残って年々大きく成長しているところが多くあります。

市道の除草と県管理ののり面の除草を相互連携して実施してほしいですし、その時には雑木が小さいうちの除去も積極的に行うよう県と連絡しあって実施することをお願いします。

(長場大月内沼自治会)



※【回答】

県の河川除草区域は、平吉橋から城乃瀉橋付近までとなっており、市では毎年6月頃、県発注の除草作業と併せ年1回道路路肩分の除草を行っています。

除草区域以外の雑木の伐採については県に依頼しました。除草や雑木の伐採はすでに作業に入っており、8月中旬までに完了予定とのことです。

今後も県と相互連携し作業を行っていきます。